

2018年5月29日

お客様各位

【南中国向け】危険品貨物に関する注意について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題の件に関してまして香港経由南中国向けのトランシップ貨物についてはトランシップ地での蔵置許可時間が72時間以内となっております。

また、上記時間を超過した場合に蔵置料が受荷主(C'nee)に課せられる可能性が有る他、南中国向けのフイダー船はキャパシティーに限られる事に起因し、ターミナルでの蔵置発生分のコストがお客様負担となる可能性が有る点に御注意下さい。

上記現地状況に関してご留意頂けますようお願い申し上げます。

記

対象貨物 ： 香港経由南中国向け危険品貨物

該当貨物に関しては受荷主(C'nee)様側と適宜共有頂ければ幸いです。

何卒御理解と御協力の程宜しくお願い申し上げます。

以上